

道路の整備に関するプログラム (2 0 1 9 ~ 2 0 2 8)

(第 1 回改定 2019.5)

(第 2 回改定 2020.3)

(第 3 回改定 2021.3)

(第 4 回改定 2022.3)

(第 5 回改定 2023.3)

(第 6 回改定 2024.3)

兵 庫 県

道路の整備に関するプログラム

目 次

1 . はじめに	1
2 . 道路整備の基本方針	1
3 . 事業箇所一覧	6
4 . 位置図	49
・兵庫事業	
阪神南県民センター	阪神北県民局
中播磨県民センター	西播磨県民局
淡路県民局	東播磨県民局
・直轄事業	北播磨県民局
・高速道路事業	但馬県民局
・市町事業	丹波県民局
姫路市	尼崎市
明石市	西宮市
洲本市	芦屋市
伊丹市	相生市
豊岡市	加古川市
赤穂市	西脇市
宝塚市	三木市
高砂市	川西市
小野市	三田市
加西市	丹波篠山市
養父市	丹波市
南あわじ市	朝来市
淡路市	宍粟市
加東市	たつの市
猪名川町	多可町
稲美町	播磨町
市川町	福崎町
神河町	太子町
上郡町	佐用町
香美町	新温泉町

1. はじめに

(1) 趣旨

本プログラムは、「道路法等の一部を改正する法律」(平成30年3月成立)によって国費率の嵩上げ措置が10年間継続されたことや、本格的な人口減少、少子高齢化の進行、厳しい財政状況等の道路整備を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、戦略的・計画的な取組みを推進する必要があることから、本県における道路整備の基本方針と、基本方針に基づく事業等を示すために策定するものである。

(2) 概要

本プログラムでは、兵庫県の道路事業等のほか、国土交通省の直轄・高速道路事業及び市町の道路事業について掲載する。なお、今後の社会経済情勢の変化などに応じて、適宜見直しを行う。

計画期間：2019～2028年度(前期：2019～2023年度、後期：2024～2028年度)

投資予定額：約550億円/年(県事業)

2. 道路整備の基本方針

「躍動する兵庫」の実現に向け、「ひょうごビジョン2050」に描く「強靱で持続可能な社会」をめざしたインフラ整備を推進するために定められた「ひょうごインフラ整備基本方針」(令和6年3月改定)に基づき、以下の5つの基本施策に体系づけて実施する。

(1) 広域交流や産業発展につなぐ道づくり



山陰近畿自動車道 浜坂道路 期
新温泉浜坂 IC(新温泉町)

(4) 自然災害に備える道づくり



県道浅野山東線(朝来市) [道路防災]

(2) 地域間交流や都市の活力を支える道づくり



県道尼崎宝塚線(小浜南) [現道拡幅]

(5) 良質な社会基盤や良好な環境を次世代につなぐ道づくり



県道白浜姫路停車場線 阿保橋
(姫路市) [橋梁修繕]

(3) 日々の暮らしを支える道づくり



県道香住村岡線(香美町) [歩道整備]

(1) 広域交流や産業発展につなぐ道づくり

県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する高規格道路ネットワークの早期整備を推進する。

1) 高規格道路の整備推進(ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画(2019~2050年度))

高規格道路は防災、救急医療、企業活動や観光等に欠かせない重要なインフラであり、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する路線について、「ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画」に基づき、北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道、大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、神戸西バイパス、東播磨道、東播磨丹波連絡道路の事業中路線の整備推進を図るとともに、播磨臨海地域道路等の早期事業化に向けて取り組む。

2) 高規格道路の利活用の推進

高規格道路ネットワークの効果を最大限活用するため、スマートインターチェンジや高速バス拠点の整備を推進するとともに、広域的なサイクルツーリズムの実現のため、桁下空間を活用した大鳴門橋自転車道の整備を推進する。



(2) 地域間交流や都市の活力を支える道づくり

基幹道路八連携軸等の整備とともに、これらを補完する南北幹線道路などの整備を推進する。
また、良好な市街地の形成を図るため、街路網整備を計画的に推進するとともに、都市交通の円滑化と踏切事故の解消を図るため、連続立体交差事業を進める。

1) 南北道路など幹線道路の整備

地域間の連携強化、防災機能の強化等を目指し、南北幹線道路（阪神南北、東播南北、揖龍南北）を多様な主体・手法により重点的に整備する。また、地域産業の活性化、地域間の交流を支援する道路の整備を進める。

2) 街路の整備

渋滞解消による交通円滑化や歩行者・自転車の安全の確保及び都市の防災機能の向上を図るため、街路網の整備を計画的に推進する。

3) 連続立体交差事業

開かずの踏切等による交通渋滞の解消や駅周辺のまちづくりのため、連続立体交差事業を推進する。

4) 「道の駅」の整備

道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、活力ある地域づくりを行うための「地域の連携交流機能」を併せ持つ「道の駅」の整備を進める。

また、既存の「道の駅」についても、施設の建替えやリニューアル等を行い、利用者の利便性を高める。

5) わかりやすい道路情報の提供

道路情報総合管理システム

道路規制状況や積雪・冠水状況等をホームページに掲載し、情報配信する。

平成31年3月に、台風等による規制情報は、規制一覧と合わせてGoogle地図で規制箇所を確認できるようシステム改修している。

道路情報板等

災害等により、広域的な迂回が必要となった場合に、県内の広範囲の道路情報板を活用し、通行規制箇所や迂回路等の情報発信を行う。

また、冠水の恐れのある道路アンダーパス部について、車両進入による水没事故を未然に防止するため、冠水情報板や空気式遮断機等を設置する。

さらに、南海トラフ巨大地震等に備え、甚大な被害が想定される淡路島の南側沿岸部に、津波警報発表等と連動した津波情報板を整備するとともに、淡路島や瀬戸内海の沿岸に海拔表示シートを設置する。

(3) 日々の暮らしを支える道づくり

生活や経済活動に支障を来す慢性的な交通渋滞を解消するため、円滑な交通流を確保するとともに、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインの道づくりなど、安全で安心な日々の暮らしを支える道路整備を進める。

1) 渋滞対策の推進

交通渋滞の解消・緩和のため、渋滞箇所において、右折車線設置やバイパス整備等を推進する。また、スマートフォンから得られる位置情報データを基に、人や車の移動経路等を詳細に分析し、新たな視点での渋滞対策を検討する。

2) 問題踏切の解消（踏切すっきり安心プラン（2019（H31）～2023（R5）））

踏切による渋滞の解消や歩行者の安全確保を図るため、立体交差化や踏切部の歩道拡幅等を推進する。

3) 歩行者・自転車の快適な通行空間の確保

通学路の安全対策の推進

通学児童の安全を確保するため、学校、警察、道路管理者等が連携して各市町が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路を優先して歩道整備等の交通安全対策を計画的に推進する。

自転車活用の推進

「兵庫県自転車活用推進計画」に基づき、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するとともに、計画に位置づけた「ひょうごサイクリングモデルルート」において、自転車の走行環境整備等を推進し、質の高いサイクリング環境を創出していく。特に淡路島を一周するモデルルート「アワイチ」については、国によるナショナルサイクルルート指定を視野に入れた整備を推進する。

自転車通行空間整備の推進

自転車の安全で快適な通行を確保するため、中高生の自転車通学の利用状況等を踏まえて、自転車通行空間整備を計画的に推進する。

4) 生活道路の整備推進

生活道路の安全確保と通行支障箇所の早期解消のため、待避所設置等による通行空間の確保など、地域の課題やニーズにきめ細かく対応する即効性の高い対策を実施する。

(4) 自然災害に備える道づくり

災害に強く信頼性の高い道路整備を進める。

- 1) 道路防災の推進(ひょうご道路防災推進10箇年計画(2019(H31)~2028(R10)))
近年の自然災害を踏まえて策定した「ひょうご道路防災推進10箇年計画(2019(H31)~2028)」に基づき、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響の大きい道路の橋梁耐震補強や法面防災対策を推進する。
- 2) 緊急輸送道路等の整備推進(地域の防災道路 強靱化プラン(2014(H26)~2023(R5)))
大規模地震等に備え、強靱な県土を構築するため、緊急輸送道路の整備・強化(未改良区間約10kmの2車線化)と、それを補完するルートの脆弱区間の解消を図る。
- 3) 冬季の交通対策
但馬地域を中心とする県北部において、冬季の降雪や路面凍結による交通障害を防止するため、消雪パイプ、積雪センサー等の施設整備を行うとともに、除雪作業や積雪情報の提供を迅速かつ的確に行う。

(5) 良質な社会基盤や良好な環境を次世代につなぐ道づくり

社会基盤施設の老朽化の割合が急増することを踏まえ、点検に基づく適時適切な修繕・更新により、計画的・効率的な老朽化対策を推進する。

また、安全で美しい道路空間を創造するため、無電柱化など景観に配慮した道路づくりを推進する。

1) 老朽化対策の実施

ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(2019(H31)~2023(R5))

橋梁やトンネルなど道路施設の安全性の確保はもとより、総コストの低減と予算の平準化を図り、計画的・効率的に老朽化対策を行うため、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(2019(H31)~2028)」に基づき、適切な維持管理を推進する。

定期点検に基づくメンテナンスサイクルの実施

平成26年7月に施行された「道路法施行規則の一部を改正する省令」により、橋梁やトンネル等の道路施設を対象に、適正な技能を有する者が近接目視による点検を5年に1回の頻度で行うことが義務づけられ、R1~R5年度の5年間で2巡目の点検を実施する。

「点検・診断・措置・記録(メンテナンスサイクル)」を計画的に実施し、健全な道路構造物の保全に努める。

2) 無電柱化の推進(兵庫県無電柱化推進計画(R6~R10))

防災機能の強化、安全で安心な通行空間の確保、良好な景観形成等を目的として、「兵庫県無電柱化推進計画」に基づき、令和10年度までに、県管理道路約29kmの無電柱化に着手する。